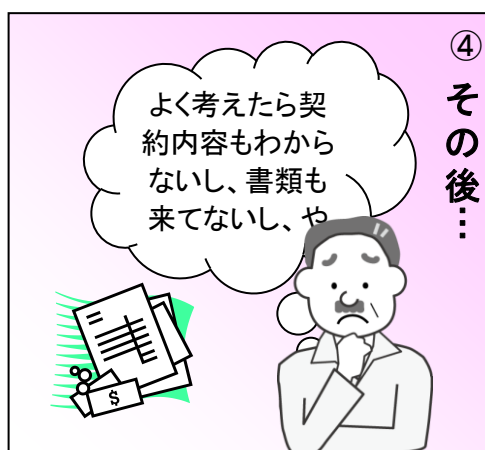
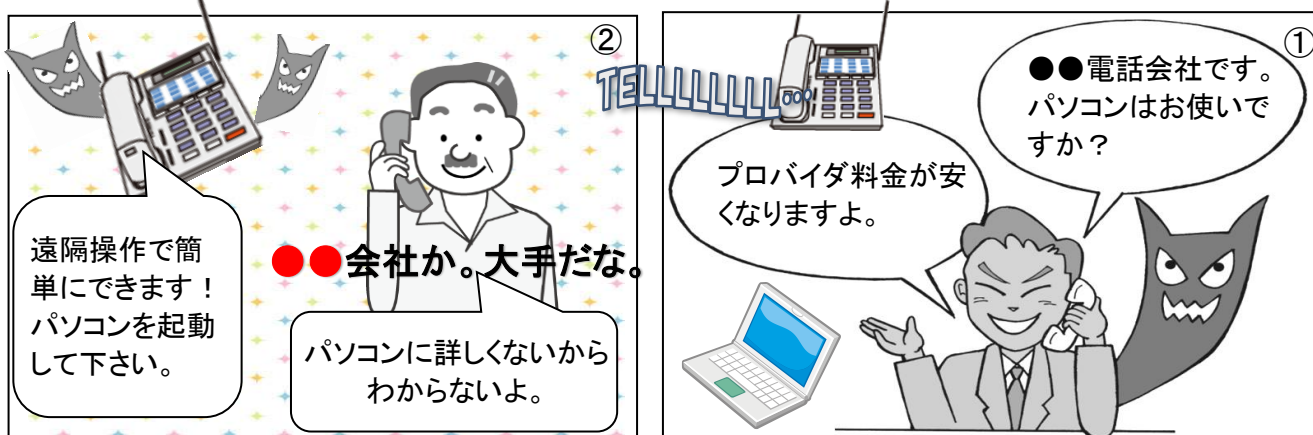


✿消費生活相談コーナー✿ ～パソコンの遠隔操作でプロバイダ変更トラブル～



… 消費者センターからのアドバイス …

パソコンのIDやパスワードを相手に知らせる事で遠隔操作が可能になります。プロバイダ契約は電気通信契約になる為、クーリング・オフはできません。

契約書面が届いていなくても、口頭でも契約は成立します。電話勧誘などの場合、契約内容がわかりにくい面もあります。勧誘された内容がわからなければ契約しない事も大切です。

また、「料金が安くなる」という勧誘が事実なのかを自身で確認することも必要です。

遠隔操作を許すということは、パソコン内の大切な情報を見られてしまう危険がある事も覚えておきましょう。

わからない契約はしない、はっきり断ることが大切です。

？

おかしいな、困ったなと思った時は、
帯広市消費生活アドバイスセンターへ相談して下さい。
TEL 0155(22)8393